

魚津市告示第15号

魚津市運転免許自主返納支援事業実施要綱の一部改正について  
魚津市運転免許自主返納支援事業実施要綱（平成23年魚津市告示第28号）  
の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

魚津市長 村椿 晃

第4条中「10セット」を「5セット」に、「20,000円分」を「10,000円分」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

魚津市運転免許自主返納支援事業申請書

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住 所：魚津市

氏 名： ⑩

生年月日： 年 月 日（ 歳）

電話番号： — —

私は、富山県公安委員会に運転免許を自主返納しましたので、次のとおり関係書類を添えて支援を申請します。

支援の種類（希望する番号に○を付けてください）

|               |                                  |               |   |
|---------------|----------------------------------|---------------|---|
| 市民バス回数券5セット   | 1                                | いずれか<br>1つを選択 |   |
| タクシー券10,000円分 | 魚津タクシー協会<br>共通券（金閣タクシー・<br>魚津交通） |               | 2 |
|               | 佐々井タクシー                          |               | 3 |

添付書類

- ・「申請による運転免許の取消通知書」の写し
- ・本人と確認できる書類等の写し

（注意事項）

- 1 この支援事業は、対象者のみ1回限り利用できるものとする。
- 2 申請期間は、自主返納をした日から1年以内とする。

様式第2号（第6条関係）

魚津市運転免許自主返納支援事業に係る支援決定（不決定）通知書

年 月 日

住所 魚津市

氏名 様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました魚津市運転免許自主返納支援事業に係る支援については、次のとおり決定（不決定）しましたので通知します。

- 1 申請が要件を満たしていると認められますので、下記支援の実施を決定します。

記

支援の内容

|               |                          |  |
|---------------|--------------------------|--|
| 市民バス回数券5セット   |                          |  |
| タクシー券10,000円分 | 魚津タクシー協会共通券（金閣タクシー・魚津交通） |  |
|               | 佐々井タクシー                  |  |

- 2 下記理由により支援対象になりません。

---

---

---

---

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の魚津市運転免許自主返納支援事業実施要綱第4条の規定は、この告示の施行の日以後に支援の申請を行う者について適用し、この告示の施行の前日に支援の申請を行った者については、なお従前の例による。